

< 上段 >

「犯罪被害者等基本計画試案(第8回検討会用事務局案)」について

以下のとおり回答します。

【原文】P7の(8)ウ

金融庁において、保険会社の検査・監督を行うに当たっては、苦情・相談にとして寄せられる情報を活用し、保険会社側に問題があると**考え認め**られる業務・運営については、適切な対応をしていく。

(変更理由)

原文では、考えられるとしているが、規制主体が考えると同時に行為を及ぼすことは通常、ありえず、規制主体が認識した段階で始めて行為がなされるため、表現振りを変更するもの。(朱書き削除、黄色着色部分に変更。)

< 下段 >

「犯罪被害者等基本計画試案(第9回検討会用事務局案)」について

以下のとおり回答します。

【原文】P8の(22)イ

金融庁において、~~保健医療に関する情報を始めとする犯罪被害者等を含めた~~個人情報の取扱いに関し、損害保険会社に問題があると認められる場合には、保険業法(平成7年法律第105号)に基づき、保険会社に対する検査・監督において適切な対応をしていく。

【削除する考え方】

本年4月からの個人情報保護法の施行を受け、保健医療情報については、「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」第6条により、保険業の適切な業務運営を確保する必要性から、本人の同意(原則として書面)に基づき業務遂行上必要な範囲で取得、利用又は第三者へ提供する場合を除くほかは、取得、利用又は第三者提供を行わないことと規定し、個人情報取扱事業者である損害保険会社に対しこれを遵守するよう求めているところ。

なお、保険金の支払いは、保険会社の基本的かつ最も重要な機能であることから、検査・監督において、保険金等支払の適切性について検証を行ってきたところであるが、今後も、去る8月に策定した監督指針等に基づいて、保険金等支払事務が適時・適切に実施できるための保険金等支払管理態勢となっているか検証することとしている。